

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年7月1日
【会社名】	株式会社文溪堂
【英訳名】	BUNKEIDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 泰三
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目1番地
【電話番号】	058-398-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 吉田 裕之
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目1番地
【電話番号】	058-398-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 吉田 裕之
【縦覧に供する場所】	株式会社文溪堂 東京本社 (東京都文京区大塚三丁目16番12号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【訂正事項】

2 報告内容

(2) 当該決議事項の内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金31円30銭とする。

第2号議案 取締役8名選任

取締役として、水谷邦照、水谷泰三、大橋正人、加藤達也、吉田裕之、山田哲生、杉野幸男、有松育子の8名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任

監査役として、堀雅博を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
第1号議案	56,730	117	1	(注)1	可決(92.47%)
第2号議案					
水谷 邦照	56,725	123	0	(注)2	可決(92.46%)
水谷 泰三	56,727	121	0		可決(92.47%)
大橋 正人	56,727	121	0		可決(92.47%)
加藤 達也	56,727	121	0		可決(92.47%)
吉田 裕之	56,727	121	0		可決(92.47%)
山田 哲生	56,726	122	0		可決(92.47%)
杉野 幸男	56,727	121	0		可決(92.47%)
有松 育子	56,724	124	0		可決(92.46%)
第3号議案					
堀 雅博	56,728	120	0	(注)2	可決(92.47%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(訂正後)

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金31円30銭とする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、水谷邦照、水谷泰三、大橋正人、加藤達也、吉田裕之、山田哲生、杉野幸男、有松育子の8名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、堀雅博を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
第1号議案	52,572	117	1	(注)1	可決(92.47%)
第2号議案					
水谷 邦照	52,567	123	0	(注)2	可決(92.46%)
水谷 泰三	52,569	121	0		可決(92.47%)
大橋 正人	52,569	121	0		可決(92.47%)
加藤 達也	52,569	121	0		可決(92.47%)
吉田 裕之	52,569	121	0		可決(92.47%)
山田 哲生	52,568	122	0		可決(92.47%)
杉野 幸男	52,569	121	0		可決(92.47%)
有松 育子	52,566	124	0		可決(92.46%)
第3号議案					
堀 雅博	52,570	120	0	(注)2	可決(92.47%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

以上